

こども・子育て会議 要録（令和7年度 第3回 令和7年12月4日）

区分	内容
1. 開会あいさつ	
脇田委員長あいさつ	
2. 議題	
(1) おごおりトークベースの実施について（報告）	
事務局	「(1) おごおりトークベースの実施について（報告）」について説明
委員長	説明の内容をふまえ、質問や意見はないか。
委員	参加する子どもの特徴などはあるか。
事務局	グループ分けする時にはメンバーと打ち合わせをしている。生徒会等、役割のある子の参加が多かったが、生の声を聞けたことはいい機会となった。今後、参加へのハードルについては考えたい。
委員長	学校の関心はあったのか。
事務局	外部の大人に対して子ども達がどんなことを語るのか、学校の関心が高いようだった。本当は、なるべく先生方は遠慮してほしかったが、気になる様子だった。子ども達が、大人がいることを意識することもありなかったように思う。
委員	三井校の時も大人は入っていたのか。この報告にある「大人」とは誰をさしているのか。先生なのか、親なのか。子ども達がそこに大人がいることを意識していた様子はあったのか。
事務局	三井校は副校長が入られた。直接的に先生に対して意見はあまり出なかった。
委員	子ども達に大人がその場にいることの許可をとったのか。
事務局	とっていない。
委員	子どもに率直に素直な意見を聞きたいという姿勢で向かうのであれば、「このような環境だけど話せそうですか。」と丁寧に聞くことも大事ではないだろうか。そこは開催にあたって真摯に考えてほしいと思う。
事務局	子どものプレッシャーを排除するには必要かもしれない。今回は明確に対応を決めていなかったので、希望があった時には横の方で聞いてもらった。今後の在り方に生かしていきたい。
委員長	先生に忖度はしているかもしれない。
事務局	学校の先生の出席もハードルあるが、報告書の作り方もどこまで子どもの声を載せるのか配慮した。お渡ししている報告書にも全てを載せていない。子ども達が話してくれたことの中には、その場の出席者だけで納めているものもある。
委員長	駅等で色んな子に意見もらうとか、誰の意見か分からないような方法も検討してもいいかもしれない。
委員	次年度以降の予定は。
事務局	アンケートにも自分の意見を出す場がないという意見もあった。今後も子どもの声を聞く場が必要だと思う。トークベースの回数、対象、どのような形で参加してもらえるような環境をつくっていくのかも含めて繋いでいきたい。出た意見についても条例等に盛り込んでいきたい。今後の予定や在り方はこの会議で

	また相談させてほしい。
委員	トークベースの在り方も、参加した子ども達自身の意見を聞いてもいいのかもしれない。実際の参加者の意見を聞いて、企画運営に関わってもらうというのもいいのでは。
委員長	異年齢でのグループ等、色々な意見交換の場があっても良いと思う。
事務局	試行錯誤していきたい。
委員	三井高とのぞみ BB クラブの進行は誰が行ったのか。
事務局	三井高はドネルモの宮田氏、のぞみB B クラブは職員が行った。
委員	進行する人が違っても中身は同じなのか。
事務局	子どもの権利をテーマに、小・中学生、高校生と少し内容は工夫したが、事前に打合せをしているので内容としては同じである。
(2) 小都市子どもの権利条例について	
事務局	「(2) 小都市子どもの権利条例について」の説明
委員長	説明の内容をふまえ、質問や意見はないか。
委員	2条「学校等関係者」の定義について、そのカテゴリーはどうなるのか。放課後児童クラブは社会福祉事業の枠組に入っているか等、色々と気になる。どういう分け方にするか。学校関係と関わる大人とで2つに分けるとか。6条(4)の自分に関することは自分で決めるというのは意見表明権のことだと思うが、決定が難しい子もいる。自分のことは自分で選択できる、表明できる、といった表現を使うのはどうか。
事務局	2条の定義については随分悩んだ。色々な分野の社会資源があり全て網羅するとかなりの列記をしなければならないので、なるべく子どもの育ちに主体的に関わる部分が多いところの社会資源をピックアップしたつもりだったが、委員が言われた通り子育て支援センターというより児童発達支援センターの方が関わりが深いのかもしれない。6条については自分で選択できるとか、表明できるとかいう方向で整理したい。
委員	6条の意見表明権は大事なこと。子どもが権利を学ぶことを保証しなければいけない。市の責務として学ぶ場の提供に関わることも重要。「生きる、守られる、育つ、参加する」が挙げられているが、すべての権利は差別をされないということが大前提になるので、別立てで「差別されない権利」が必要ではないか。
事務局	4条(3)四つの権利保障の中の一つとして安心して生きる権利の中に、社会的環境、性別、国籍、宗教等で差別をされないことあるが、この四つの権利保障の前提として、基本的な人権として守られなければならない。この個別のところに落とし込むより、別立てで3条の基本となる考え方の部分で基本的に差別をしない、されないということがまず大前提としてあるということの方がいいのかなと思う。
委員	12条(2)「市は子どもの権利が守れていない状態が生じたときは。保護者、市民等、学校等関係者」とあるがここになぜ児相が入ってないのか。あえて外したのか。

事務局	学校等関係者がどこまで含むのかは、児相、障害福祉サービス事業者、児童発達支援、放ディ事業所等も含めて子ども達に関わる関係機関としてまとめたつもりで、学校等関係者の中には児相も入るというイメージで作っているが、ことばのイメージとしては捉えにくいのかとも思う。
委員	学校等関係者の定義に児相が入らないと思う親も多いと思う。学校等関係者という表現はやっぱり「学校」となるのではないか。
事務局	なるべく言葉の意味のところはまとめた方がいいだろうと思い、学校等関係者に全て盛り込むような整理をしたが、学校等関係者については学校、保育所、幼稚園、学童保育所を特化した形で整理し、それ以外の障害児福祉サービス事業所や児相等を公的な支援機関として2つに分けた方がいいのか。
委員	あまり固有名詞を使うとかえって対象を狭めることになるので難しいところ。
事務局	別添えのガイドブック等の作成も考えており、補足できるように考えたい。
委員	学校、教育として捉えるより、子どもの生活を支える支援関係者とするのはどうか。
委員	基本的に市民の中にその関係者が全部入ってくる。大人という観点になるので、人に焦点を合わせてこの定義のところを押さえては。この権利条例が制定された後、関係機関がちゃんと認識して動くかが大事で、どうやって周知するかというロードマップの方が大事と思う。子ども達が知つておくと子ども達が大きくなってきたら、変わっていくんだろうと思うので、人に焦点を当てた方がいいのではないか。「機関」にしてしまうと、うちは書かれていながら対象じゃないと思って動かなくなるかもしれない。
委員	そういう意味も含めて子どもの生活支援関係者とした方がよいのでは。
委員	「支援」という言葉を使うと、教育関係者は「学校は支援関係者とは違う。」と言われると思う。
事務局	市民等という言葉と学校等関係者という言葉を統合して「子どもの生活・育ちを支えるすべての関係者」とするのがよい。
委員	法的な義務のある機関と、そうではなく自主的設置された色んなものがあると思うので、そこで住み分けをしては。
委員長	学校でも子どもの権利について積極的に取り上げて学んでいく必要がある。そういうことの意識づけも必要だろうと思う。子どもたちは守られてるんだということをきちんと理解した上で、そういう条例ができた。それが意識することが大事。
事務局	あまり特定してしまうとその特定されたことが、あまり定義としてよろしくない場合もある。でも、どこか責務として明確にしなければならない部分については条文の中でも特定しなければならない部分があるので、書き方を検討する。
委員	市からすると法的根拠となるものだろうからあまり細かくするとややこしいと思うので解釈文を入れて、変更があった場合はその都度変えられるようにした方がいいのでは。条例となると変えるのが大変だろうから。
委員長	子ども同志でも友達の権利を守る必要があり、子どもも権利を守る主体である。権利教育を学ぶ権利がある。この子たちがやがて育っていくうちに、人に

	対してそういうものを持ってほしいと思う。
事務局	1月10日の次回会議でまたご意見をいただきたい。
(3) こども・若者座談会の実施について	
事務局	「(3) こども・若者座談会の実施について」の説明
委員長	説明の内容をふまえ、質問や意見はないか。
委員長	円卓状の段ボールやホワイトボード等があるとよいかも。事務局に進行に入ってもらったらどうか。
委員	テーマは子どもの権利についてとするが、それにとらわれず子ども達の意見を委員さんに受けとめていただきたい。それぞれグループには事務局が入り記録を行う。進行については雰囲気を見たい。
(4) 今後のスケジュールについて	
事務局	スケジュールについて説明
4. 閉会あいさつ	
委員長	ご審議ありがとうございました。